

那こ政策第 112-2 号

令和 3 年 9 月 9 日

放課後児童クラブを利用する保護者の皆様

那覇市長 城間 幹子

(公 印 省 略)

家庭保育の協力について(依頼)

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

また、医療従事者等や社会生活を維持するための職種に勤務する保護者及び特別な事情のある保護者等の児童に限定した保育【特別保育】に、ご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、この度、小学校が、令和 3 年 9 月 14 日(火)から午前中授業、令和 3 年 9 月 21 日(火)から通常登校の実施がされることを受け、原則開所の上、保護者の皆様には「家庭保育の協力」を依頼することといたしました。

保護者の皆様におかれましては、下記の通りご協力くださいますようお願いいたします。

なお、本決定事項は、9月8日現在であり、変更があり得ることを申し添えます。

記

1 家庭保育の協力依頼(保育料の減免があります。)

放課後児童クラブの開所日において、お仕事がお休みの場合等で家庭での保育が可能な日に、通所を見合わせ、ご家庭での保育を行う「家庭保育の協力」を、当面の間お願いいたします。家庭保育の実施日につきましては、保育料の日割減免の対象となります。

なお、令和 3 年 9 月 13 日(月)で特別保育の実施は終了といたします。ご協力いただきましてありがとうございました。

2 各ご家庭におかれましては、「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」の内容をご留意のうえ、感染防止対策を実施していただくようお願いいたします。

3 家族に感染者が発生した、または、PCR 検査を受けた、保健所から濃厚接触者として指定された場合は、直ちに児童クラブまでご連絡をお願いします。